



# みどり 水里ネット 児島湾 だより

第189号

令和8年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区築港緑町二丁目4番地29 ☎(086)262-0175



児島湾土地改良区事務局そば 築港緑町水路沿いの桜並木

## 電話番号のお知らせ (直通)

|          |  |
|----------|--|
| 児島湾土地改良区 |  |
| 総務課      | (086)262-0175<br>(086)263-5244 (FAX)<br>下記以外の事務全般(賦課徴収含む)<br>Eメール: kjmw-main@kojimawan.or.jp |
| 総務課会計係   | (086)262-3919<br>会計経理全般  |
| 維持管理課    | (086)262-0176<br>(086)262-0180(アナログ回線)<br>維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)                               |
| 施設管理課    | (086)262-0310<br>基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)<br>藤田用水管理事業全般  |
| 農村整備課    | (086)262-0177<br>土地改良事業全般(工事関係)  |
| 堤防管理事務所  | (086)267-3002<br>(086)267-3001 (FAX)<br>児島湖水位調整等(操作室)  |

## ◇もくじ◇

|                     |    |
|---------------------|----|
| 通常総代会挨拶             | 2  |
| 通常総代会への祝辞           | 3  |
| 通常総代会開催             | 5  |
| 令和8年度賦課金・負担金について    | 6  |
| 令和8年度一般会計予算         | 7  |
| 令和8年度基幹水利施設管理事業会計予算 | 7  |
| 令和8年度操作作業会計予算       | 8  |
| 令和8年度土地改良事業計画       | 9  |
| 事務局人事異動             | 10 |
| 総代視察研修報告            | 11 |
| 児島湖清掃大作戦            | 13 |
| ゴミの投棄をなくしましょう       | 14 |
| 組合員の皆様へお願い          | 15 |
| 転用等、地区除外に伴う決済金      | 16 |

# 令和 7 年度 通常総代会 理事長挨拶

令和 8 年 3 月 12 日

理事長 宮 武 博



令和 7 年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、心よりお礼申し上げます。

また、皆様には各地域の組合員の代表として、平素から格別のご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本日の総代会は、例年どおりの議案に加え、令和 4 年度・5 年度・6 年度の決算の承認について再度提出しております。これは、岡山県の土地改良区特別検査を受けた結果、決算書類を精査したうえで修正をおこない、総代会で再度承認を得るように求められたためです。またこの他にも、藤田パイプライン施設の県営かんがい排水事業で造成された土地改良財産について岡山県との間で財産譲与契約を締結する議案及びその対象施設の維持管理計画書の変更についても、今回ご審議いただくこととなっております。

さて、我が国は多くの食料を海外からの輸入に依存していますが、昨今、世界各地で紛争がおこり、相互利益が前提の国際貿易についてもこれまでどおりの形で継続できるかは不透明な状況となっております。これに加え、世界的な気候変動による農作物の不作や世界的な物価高騰、さらには円安等により、食料品の価格は軒並み高騰しています。去年は米価も値上がりし、稲作農家の経営を少し潤しましたが、今年に入り米価については安値基調となっているようです。輸入により食料を以前の価格で必要量を確保できなくなっている状況で、国内での食料生産はより重要度を増しています。担い手の減少に悩む農家の経営環境を悪化させない、国による農家への支援が望まれるところです。

そんな中、当改良区については、本総代会議案にもありますように、区域内施設の管理等についてより大きな役割と責任を求められていますので、しっかり対応していきたいと考えています。

また、土地改良基盤整備事業に関しましては、これまでどおり積極的に事業確保をおこなうことにより、受益地内の農業生産性の向上を図り、ひいては地域全体の発展に寄与すべく、役職員一同、取り組んでいるところでございます。

総代の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

# 祝 辞

令和 8 年 3 月 12 日

岡 山 市 長  
大 森 雅 夫



本日は、児島湾土地改良区の令和 7 年度通常総代会が、盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴土地改良区が受益地とする岡山平野は、江戸時代初期の新田開発に始まり、現在では干拓により約 2 万ヘクタール以上の海が美田に生まれ変わった歴史ある地域であり、岡山県下でも有数の農業生産基地として、水稻を中心に全国ブランドの「備南千両なす」など地域の特性に応じた多彩な農産物が生産されております。

これまで、土地改良事業により整備された農業用水利施設等は、農業振興に必要不可欠な生産基盤であるとともに、内水氾濫の抑制や水資源のかん養、更には、生物多様性の保全などの多面的機能を有しており、豊かな暮らしを支える重要な役割を担っております。

岡山県下で大規模な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」など、近年の気候変動の影響による豪雨災害が頻発しているとともに、一昨年発生した能登半島地震など、各地で地震の被害も相次いでおり、農業用水利施設等の防災・減災対策は喫緊の課題であります。現在、貴土地改良区、倉敷市、玉野市と組織する事業推進協議会において、児島湾締切堤防の強靱化を図る国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の事業推進が行われています。

また同時に児島湾周辺地域の基幹的農業水利施設は造成から長期間が経過し、老朽化が進んでいることから、早急な施設の更新が必要であり、長寿命化及び耐震対策「児島湾周辺二期地区」の国営事業化に向けた取組を進めて参りたいと考えております。

こうした取組をより実りあるものとするためには、先人たちが不断の努力で築き上げてきたものを、長年にわたり守り続けてこられた皆様のお力が欠かせません。皆様方には、今後とも、岡山の農業のさらなる振興に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝・ご多幸を、心から祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

# 祝 辞

令和 8 年 3 月 12 日

全国水土里ネット会長会議顧問 参議院議員 進藤 金日子



本日は、児島湾土地改良区令和 7 年度通常総代会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。

ご列席の皆様には、日頃より土地改良区の運営、土地改良事業の推進、農業水利施設の維持管理等を通じて農業農村の振興にご尽力頂き敬意を表します。また、私の国政活動に対し、平素より多大なご支援を賜り厚

く御礼を申し上げます。

加えて、今回の衆議院議員総選挙では大変お世話になりました。皆様方からの温かいご支援に感謝申し上げます。

さて、昨年 4 月、食料・農業・農村基本計画が策定され、現在進められている農業構造転換集中対策期間において、土地改良については、約 8,000 億円の別枠予算によりほ場の大区画化や中山間地域のきめ細やかな整備を実施することとしています。

また、昨年 12 月 16 日に令和 7 年度補正予算が成立し、26 日に令和 8 年度当初予算案が閣議決定されましたが、令和 8 年度に実施可能な土地改良関係予算は、7 年度を 442 億円上回る 6,942 億円となる見込みです。

これらの予算が獲得できましたのは、皆様方の熱意とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。今後はこれらの予算を有効に活用して土地改良事業を推進し、力強い農業を一日も早く創り上げていくことが必要となります。私も、国政の場で土地改良を通じた農業・農村の振興・発展に全力を傾注してまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴土地改良区のご発展と本日ご参集の皆様のご健勝とご多幸をお祈りして、お祝いの言葉といたします。

## ◇令和 7 年度通常総代会の開催について

令和 7 年度通常総代会が、令和 8 年 3 月 12 日（水）午前 9 時から児島湾土地改良区 1 階大会議室において開催されました。当日の議長には「八田治郎」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長 大森 雅夫様、参議院議員 進藤 金日子様からのメッセージを朗読しました。

続いて理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された 22 議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

### I. 議 案

- 議案第 1 号 令和 4 年度一般会計決算関係書類の修正に伴う承認について
- 議案第 2 号 令和 5 年度一般会計決算関係書類の修正に伴う承認について
- 議案第 3 号 令和 6 年度一般会計決算関係書類の修正に伴う承認について
- 議案第 4 号 令和 7 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 5 号 令和 7 年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 6 号 令和 7 年度藤田用水管理事業変更実施計画の議決について
- 議案第 7 号 令和 7 年度一般会計収支補正予算の議決について
- 議案第 8 号 令和 7 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 7 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託変更実施計画の議決について
- 議案第 10 号 令和 7 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 11 号 令和 8 年度関係土地改良事業計画の議決について
- 議案第 12 号 令和 8 年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
- 議案第 13 号 土地改良財産譲与契約の議決について
- 議案第 14 号 維持管理計画書変更の議決について
- 議案第 15 号 令和 8 年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
- 議案第 16 号 令和 8 年度一般会計・基幹水利施設管理事業特別会計収支予算の議決について
- 議案第 17 号 令和 8 年度役員・総代報酬の議決について
- 議案第 18 号 令和 8 年度賦課金・負担金等徴収の議決について
- 議案第 19 号 令和 8 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託実施計画の議決について
- 議案第 20 号 令和 8 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算の議決について
- 議案第 21 号 令和 8 年度一時借入金の議決について
- 議案第 22 号 令和 8 年度歳計現金預入先の議決について



## ◇ 令和 8 年度 賦課金・負担金について

令和 8 年度の賦課金・負担金・決済金の徴収については、次のとおりです。

### ◎ 賦課金

#### ① 一般賦課金単価

令和 8 年度児島湾土地改良区の賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収いたします。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ◎ 1,000㎡当たり 賦 課 金 | 2,000円   |
| ◎ 賦 課 基 準         | 賦課に当たっては、1㎡当たり 2円を単位として賦課面積<br>(令和 8 年 4 月 1 日現在)に乘算します。 |
| 内 訳               | 一 般 経 常 費 1,830円   |
|                   | 堤防維持管理負担金 170円   |
|                   | 計 2,000円   |

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

#### ② 藤田用水維持管理賦課金単価 《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》 《藤田錦六区地区》《藤田錦地区》

令和 8 年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区、藤田錦六区地区、藤田錦地区並びに東畦地区の受益農地から賦課徴収いたします。

|                     |  |
|---------------------|--|
| ◎ 1,000㎡当たり 維持管理賦課金 | 1,200円   |
| ◎ 賦 課 基 準           | 賦課に当たっては、1㎡当たり 1円20銭を単位として賦課面積<br>(令和 8 年 4 月 1 日現在)に乘算します。<br>ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。 |

#### ③ 徴収期日

令和 8 年 7 月 31 日 (全期徴収)

#### ④ 徴収委託先

- |             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| ① 岡山市農業協同組合 | ② 岡山市浦安土地改良区 | ③ 中 国 銀 行 |
| ④ ト マ ト 銀 行 | ⑤ 理事・監事・総代   |           |

### ◎ 農家負担軽減調整負担金 (1,000万円)

令和 8 年度負担区分

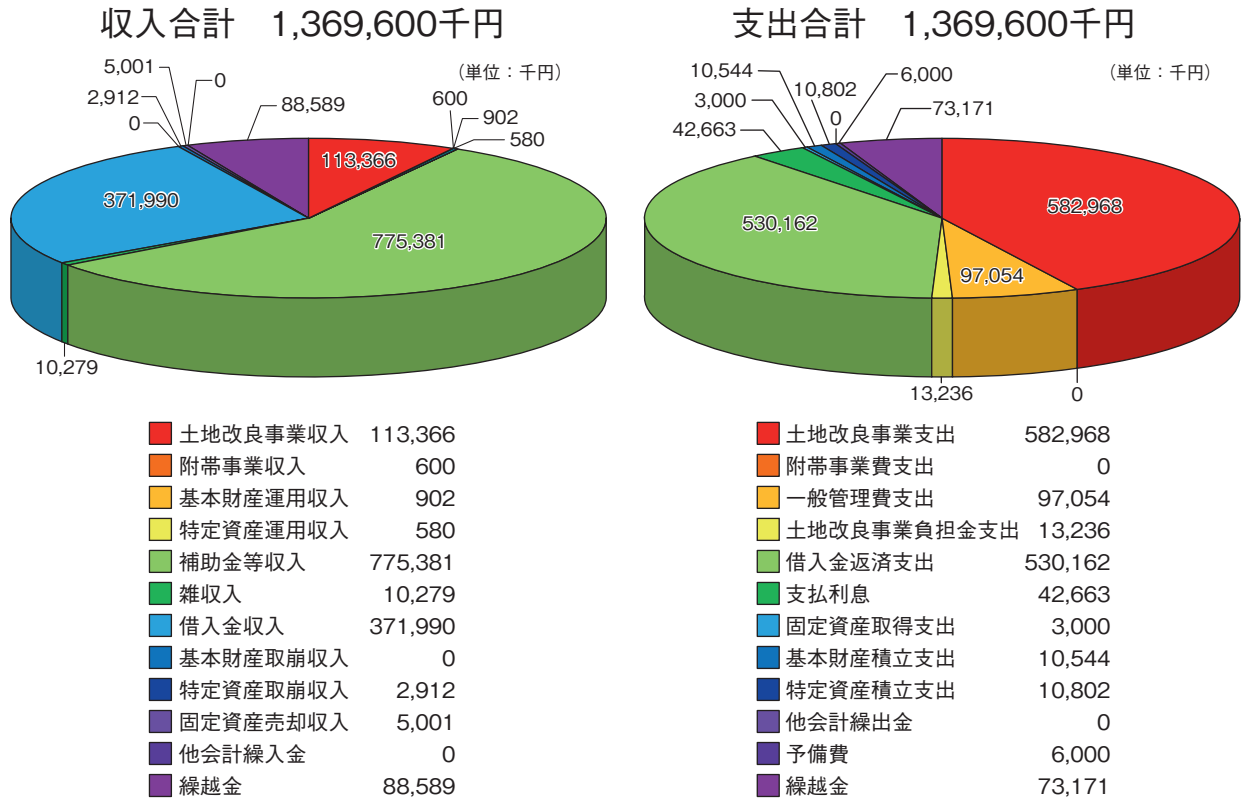
|            |       |          |
|------------|-------|----------|
| 覚書による自治体関係 | 岡 山 市 | 9,213千円  |
|            | 玉 野 市 | 787千円    |
|            | 計     | 10,000千円 |

### ◎ 地区内農地の転用等による地区除外に伴う決済金

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| (1)地区内農地全区域                   | 1㎡当たり | 5.12円  |
| (2)県営かんがい排水事業 (パイプライン) 実施地区   |       |        |
| 藤田都六区地区の受益農地                  | 1㎡当たり | 11.80円 |
| 藤田都・大曲地区の受益農地 (中畦・曾根の一部地域を含む) | 1㎡当たり | 21.40円 |
| 藤田錦六区地区の受益農地                  | 1㎡当たり | 25.06円 |
| 藤田錦地区の受益農地 (東畦の一部地区を含む)       | 1㎡当たり | 30.02円 |

◇ 令和 8 年度一般会計予算について

【一般会計】



※ 土地改良事業収入内・経常賦課金の内訳は以下のとおり

| 項目          | 単価                           | 金額          |
|-------------|------------------------------|-------------|
| 一般賦課金       | (1 m <sup>2</sup> 当たり 2 円)   | 86,936,370  |
| 藤田用水維持管理賦課金 | (1 m <sup>2</sup> 当たり 1.2 円) | 16,129,042  |
| 計           |                              | 103,065,412 |

◇ 令和 8 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

| 科目      | 金額      |
|---------|---------|
| 業務受託料収入 | 149,937 |
| 雑収入     | 100     |
| 前年度繰越金  | 2,439   |
| 合計      | 152,476 |

[支出] (単位：千円)

| 科目        | 金額      |
|-----------|---------|
| 点検整備費     | 5,008   |
| 施設管理費     | 16,547  |
| 施設費       | 2,572   |
| 調査費       | 299     |
| 諸油脂費      | 145     |
| 委託費       | 25,533  |
| 整備補修費     | 26,081  |
| 電力費       | 69,035  |
| 管理諸費等     | 1,920   |
| 租税公課      | 2,797   |
| 一般会計繰出金支出 | 0       |
| 次年度繰越金    | 2,539   |
| 合計        | 152,476 |

## ◇令和 8 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

| 科 目                       | 金 額     |
|---------------------------|---------|
| 作 業 受 託 収 入               | 550,692 |
| 調 査 業 務 等 受 託 料 収 入       | 1       |
| 職 員 退 職 手 当 積 立 金 利 息 収 入 | 135     |
| 受 取 利 息                   | 297     |
| 雑 収 入                     | 1       |
| 職 員 退 職 手 当 積 立 金 取 崩 収 入 | 0       |
| 前 年 度 繰 越 金               | 4,767   |
| 計                         | 555,893 |

[支出] (単位：千円)

| 科 目                       | 防 潮 水 門 | 関 連 機 場 | 児 島 湖 管 理 | そ の 他  | 計       |
|---------------------------|---------|---------|-----------|--------|---------|
| 点 検 整 備 費                 | 1,584   | 4,762   |           | 1,496  | 7,842   |
| 施 設 管 理 費                 | 8,000   | 22,173  |           |        | 30,173  |
| 施 設 費                     | 8,213   | 18,669  | 22,684    |        | 49,566  |
| 調 査 費                     | 87      |         |           |        | 87      |
| 諸 油 脂 費                   | 113     | 186     |           | 513    | 812     |
| 委 託 費                     | 125,400 | 9,949   |           |        | 135,349 |
| 整 備 補 修 費                 | 0       | 196,064 |           |        | 196,064 |
| 電 力 費                     | 7,281   | 97,478  |           | 2,449  | 107,208 |
| 租 税 公 課                   |         |         |           | 16,441 | 16,441  |
| 職 員 退 職 手 当 積 立 金 支 出     | 7,150   |         |           |        | 7,150   |
| 職 員 退 職 手 当 積 立 金 利 息 支 出 | 135     |         |           |        | 135     |
| 雑 費                       |         |         |           | 160    | 160     |
| 退 職 金 支 払                 |         |         |           | 0      | 0       |
| 次 年 度 繰 越 金               |         |         |           | 4,906  | 4,906   |
| 計                         | 157,963 | 349,281 | 22,684    | 25,965 | 555,893 |

## ◇令和 8 年度土地改良事業計画について

令和 8 年度土地改良事業計画は、農業水路等長寿命化・防災減災事業、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）、水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計 30 地区、事業費 53,200 万円で計画し、関係機関予算要求をしているものです。

### ◎農業水路等長寿命化・防災減災事業 [5 地区 17,800 万円]

|     |   |
|-----|---|
| 地区名 | 西七区支線 78 号、西七区支線 80 号、西七区支線 96 号、西七区支線 117 号、<br>北七区支線 57 号 |
|-----|---|

### ◎水利施設等保全高度化事業（簡易整備型） [2 地区 9,800 万円]

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 地区名 | 北七区 1 番 1、西七区支線 66 号 |
|-----|----------------------|

### ◎水利施設等保全高度化事業（実施計画策定） [2 地区 1,700 万円]

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 地区名 | 西七区 2 号、北七区支線 63 号 |
|-----|--------------------|

### ◎小規模土地改良事業 [2 地区 3,000 万円]

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 地区名 | 西七区 7 号、北七区支線 1 号 |
|-----|-------------------|

### ◎非補助土地改良事業 [18 地区 20,300 万円]

|     |   |
|-----|---|
| 地区名 | 錦西 19-1 樋門、妹尾川北沿川東樋門、都新川 3 番川南樋門、西七区支線 63 号、<br>西七区支線 114 号、西七区 121 号の 1、北七区 11 条準幹用水、北七区支線 14 号、<br>北七区支線 22 号、北七区支線 35 号、北七区支線 41 号、北七区支線 68 号、<br>北七区支線 76 号、北七区支線 85 号、5 号 堅丘 3 交差樋門、宗津東町 4 番川、<br>宗津西町 9 番川、広川 1 号樋門 |
|-----|---|

### ◎非補助土地改良事業（維持管理） [1 地区 600 万円]

|     |              |
|-----|--------------|
| 地区名 | 藤田用水維持管理 R 8 |
|-----|--------------|

◇訃報 総代 佐藤 祐一 氏 (第 3 選挙区)

第 3 選挙区 (岡山市南区迫川・西高崎・宗津・片岡・川張・彦崎)

総代 佐藤 祐一氏 令和 8 年 5 月 6 日逝去

故人には、改良区運営について多大な尽力を賜り、深く感謝するとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。(総代期間：R2.8.2～R8.5.6)

◇事務局人事異動

◎令和 8 年 4 月 1 日付

○採用

大野 勝 敬 (再任用職員 堤防管理事務所 堤防管理係 係長)

継山 修 (再任用職員 総務課 指導・調整係 係長

庶務・会計・賦課徴収係長事務取扱)

○昇任

農村整備課 主幹 施設管理課兼務 高原 英 一 (総務課 課長補佐 ※岡山市へ出向)

施設管理課 管理係 主任 杼山 明 憲 (維持管理課 管理係 書記)

堤防管理事務所 管理係 書記 渡辺 旬 真 (堤防管理事務所

堤防管理係 書記補)

○配置換

維持管理課 管理係 書記 仁科 昌 幸 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記)

堤防管理事務所 堤防管理係 書記 田外 雄 紀 (総務課 賦課徴収係 書記)

総務課 書記 ※岡山市へ出向 重本 恵 太 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記)

○退職

(令和 8 年 3 月 31 日付) 新山 和 林 (施設管理課 管理係 書記)

## 総代研修 宍道湖西岸農地整備事業所を視察

役員参加と総代参加による視察研修を交互におこなっていますが、昨年度は総代視察研修が実施され、令和 7 年 11 月 27 日に鳥根県出雲市にある中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所へ総代 12 名、理事 1 名、事務局 3 名の計 16 名でうかがいました。

当日は同事業所工事第一課の岩崎課長をはじめ、職員の方々および中国土地改良調査管理事務所職員の方々に出迎えられ、事前に依頼した研修事項について丁寧なご説明をいただきました。



### 【事業実施地区の特徴及び現状について】

宍道湖西岸地区は出雲市の宍道湖を望む斐伊川左岸流域に展開する県下有数の水田地帯で、国営斐伊川沿岸農業水利事業によって整備された用水施設等を活用し、近年は水稻のほか小麦・大豆や野菜類等を組み合わせた農業経営が行われています。

当地区では集落営農組織や認定農家への農地集約や経営規模の拡大が進んでいるものの、今後の農業就業人口減少に伴い後継者不足や高齢化による担い手不足が危惧されています。

ただ、大規模経営を展開するにはほ場区画が 10a ~ 30a 程度と狭小で、さらにすり鉢状の地形で低平地であることから地下水位が高く排水不良の農地が多いため、降雨時に湛水被害が発生し営農に支障をきたしています。

### 【事業の目的について】

前項のような状況下において、区画整理による農地の大区画化、汎用化並びに農業用排水施設の整備を一体的に実施することで、農業生産性の高い基盤形成と排水改良による湛水被害を解消し、優良農地を確保し水稻単作農業からの脱却および、市場のニーズと高い収益性が見込める作物への転換を図るものです。

## 【事業内容】

関係市：出雲市 受益面積：457ha（区画整理：453ha 農業用排水：457ha）

事業費：261億円（区画整理：131億円 農業用排水：130億円）

事業工期：平成30年度～令和11年度（予定）

主要工事：○区画整理（暗渠排水施工を含む）

○農業用排水

排水機場の改修・新設（改修2か所・新設1か所） 計 3か所

（改修：布崎排水機場 論田川排水機場・新設：中村排水機場）

幹線排水路の改修・新設（改修9.2km・新設3.3km） 計 12.5km

## ◇現地視察

## 布崎排水機場

（鉄筋コンクリート造・地上1階・令和4年2月～令和6年5月施工・常時用ポンプ2台・洪水用ポンプ2台・総排出量7.0m<sup>3</sup>/S）

長年の課題である浸水被害を解消するため、宍道湖畔に排水機場と排水路を築造したものです。従来あった「沖の島排水機場（総排出量1.3m<sup>3</sup>/S）」は、地区の排水路の流水を水門を通じて遊水池に引き込み河川



に強制排水していましたが、宍道湖の水位が高くなった際には河川の水位も高くなり排水不良となる状況でした。そのため旧機場そばに布崎機場を建設し、河川から遊水池に流水を導入したのち、ポンプにて直接宍道湖に排水しています。

布崎排水機場は令和7年4月から試運転が開始されていますが、その際には護岸工事が一部間に合わず、大型土嚢を積んで暫定的に護岸として運用しました。今年は4回ほど大雨警報が発令されたのち実際に大雨が降りましたが、湛水被害はありませんでした。現在は洪水期が終わったので、法面と護岸の最終整備工事を実施している状況です。

## ◎まとめ

宍道湖西岸農地整備事業所の布崎排水機場について、築造目的や改修、稼働状況について詳しい説明をしていただきました。この研修を踏まえ、当改良区受益地内における機場等施設の円滑な管理運営に努めていきたいと考えています。

# 児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶をする宮武理事長

岡山県では、毎年9月～11月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となり、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等において、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国・県・市町職員に参加を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は令和7年11月2日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「令和7年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。

主催者側の報告によると今回は計6会場で総勢約2,211人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約3.06 tのゴミが回収されました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。



清掃活動中の参加者

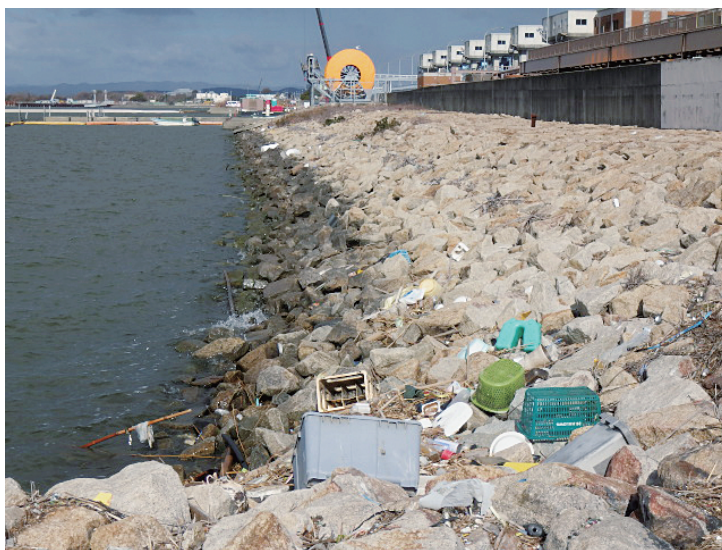
## ※ゴミの投棄をなくしましょう。

＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。  
児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖に流れついたゴミ状況

### ◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第 44 条）

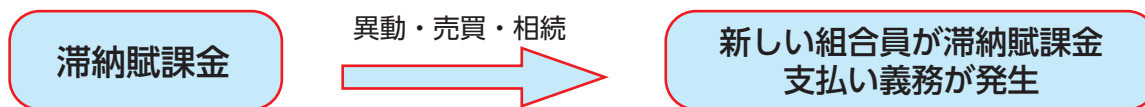
- ・ 相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・ 農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・ 氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

### ※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担

#### ◆農地の異動・売買・相続について

農地の異動・売買・相続を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買・相続を行うようご注意ください。（土地改良法第 43 条第 1 項）



## 賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。納付証明書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

## 転用等、地区除外に伴う決済金について

### 農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 43 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

### 農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 8 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 8 年度

| 区 域 | 決 済 金                 | 調 査 費               | 手 数 料                  |
|-----|-----------------------|---------------------|------------------------|
| 全 域 | 1㎡あたり<br><b>5.12円</b> | 1㎡あたり<br><b>10円</b> | 1筆あたり<br><b>1,500円</b> |

| 区 域          | 決 済 金                            | 区 域          | 決 済 金                            | 区 域          | 決 済 金                            | 区 域      | 決 済 金                            |
|--------------|----------------------------------|--------------|----------------------------------|--------------|----------------------------------|----------|----------------------------------|
| 藤 田<br>都 六 区 | 1㎡あたり<br>パイプライン<br><b>11.80円</b> | 藤 田<br>都・大 曲 | 1㎡あたり<br>パイプライン<br><b>21.40円</b> | 藤 田<br>錦 六 区 | 1㎡あたり<br>パイプライン<br><b>25.06円</b> | 藤 田<br>錦 | 1㎡あたり<br>パイプライン<br><b>30.02円</b> |

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び200㎡未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

### 農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買取または寄付した場合

公共事業用地として買取・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買取交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

### 農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

**(TEL086-262-0175)**